

地域で介護予防に取り組む皆さんを応援します

市では、高齢者の皆さんの身近な場所での自主的・継続的な介護予防活動を支援するため、「茂原市地域介護予防活動支援事業補助金」を交付しています。

- ◆**対象団体** 地域で新たに介護予防活動を開始し、次の条件を全て満たす団体
 - ・市内に活動拠点を置き、介護予防活動に取り組もうとする団体
 - ・構成員が5人以上で、市内在住のおおむね65歳以上の市民で構成されている団体
 - ・地域の介護予防活動団体として、市民に情報提供することに同意し、新規の参加希望者を受け入れることが可能な団体
- ◆**対象事業** 地域の集会所等において、定期的に通いの場を提供し、次の条件を全て満たす事業
 - ・市が推進する「もばら百歳体操」を取り入れた介護予防活動を実施すること
 - ・週1回以上、1回当たり1時間程度活動し、3カ月以上継続して、介護予防活動を実施すること
 - ・毎回の活動について、参加者数等を記録し、管理すること
 - ・活動場所等の安全性および緊急時の対応策を確保すること
- ◆**対象経費**
 - ・介護予防活動を行うために使用する会場の使用料
 - ・「もばら百歳体操」で使用する椅子、おもり、DVD(CD) プレーヤーの購入費
- ◆**補助金額** 対象経費のうち、上限10万円 ※申請は1団体につき1回限り

詳しくは、ウェブページをご覧ください。



問合せ **高齢者支援課 地域包括支援室（2階）** ☎(20)1583 FAX(20)1610

茂原市地域防災計画の改定

災害対策基本法、防災基本計画および千葉県地域防災計画等の一部改定などを受け、茂原市防災会議（令和7年11月12日）において茂原市地域防災計画を改定しました。

主な改定の内容は次のとおりです。

(1) 最近の災害対策の教訓や施策

- ・地域防災力の向上のため、平素から各家庭に求められる備蓄等の備えの充実や、地域におけるリーダーシップを有する人材の育成等
- ・デジタル技術の活用（被災者生活再建支援システムや情報発信手段等）
- ・在宅避難者や車中泊避難者への支援
本市においては、各避難所を支援の拠点とし、在宅や車中泊の避難者も、避難所の避難者とともに避難所運営に参画し、連携協力する、一体的な避難所運営を目指す。
- ・男女共同参画その他多様な視点からの支援
- ・避難者、特に要配慮者の健康管理等につき関係機関等との連携による支援
- ・家庭動物の避難に備え、飼養者等への普及啓発や関係機関等と連携による支援
- ・受援体制の充実のため、応援職員の職務場所等の確保
- ・被災者の状況に応じて生活再建を支援するケースマネジメント
- ・内水、ため池、高潮の浸水想定や、土砂災害警戒区域の追加指定

(2) その他

- ・過去最大日雨量の更新
- ・新規災害協定締結
- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の新設・廃止
- ・要配慮者利用施設の一部廃止



問合せ **防災対策課** ☎(36)7580 FAX(20)1602